

# 神戸市立工業高等専門学校障がい学生支援委員会規則

2023年4月1日

規則第129号

(設置)

第1条 神戸市立工業高等専門学校に障がい学生支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、心身に障がいのある学生（以下「障がい学生」という。）の教育及び学生生活の支援について審議し、障がい学生の修学環境の向上を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障がい学生の支援のための基本的事項に関すること。
- (2) 障がい学生にかかる施設設備に関すること。
- (3) 障がい学生の支援のための提言に関すること。
- (4) 障がい学生の支援に関する関係委員会等との連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか障がい学生の支援に関する必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、学生主事、教務主事（教育）、学生相談室長、その他校長が指名する者をもって構成する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学生主事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、教務主事（教育）がその職務を代理又は代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務処理)

第7条 委員会の事務は、副主事（学生）が処理する。

(改廃)

第8条 この規則の改廃については、委員会で協議する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。